# 徳島運輸支局応神町庁舎電話交換設備更新作業特記仕様書

## 第１章 総則

### 1.1 作業概要

（1）件名：徳島運輸支局応神町庁舎電話交換設備更新作業

（2）履行場所：徳島県徳島市応神町応神産業団地１番地１　徳島運輸支局応神町庁舎

（3）目的

徳島運輸支局応神町庁舎における電話交換設備の経年劣化に伴う機器の更新、回線事業者の切替、並びにこれらに付随する音声応答・録音等の機能構築を円滑に実施することを目的とする。

（4）履行期限：契約締結の翌日から令和９年２月15日（月）まで

### 1.2 適用基準等

本仕様書に定めのない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）令和７年版」及び「公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）令和７年版」による。

### 1.3 提出書類及び手続き

受注者は、契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書及び計画に関する次の書類を作成し、発注者に提出しなければならない。

・工程表
・切替計画書
・緊急連絡体制表

### 1.4 作業条件

（1） 本作業の作業日は、原則として行政機関の休日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、および12月29日から翌年１月３日までの日）とし、作業時間は、原則として８時30分から17時までとする。具体的な作業日時については、あらかじめ監督職員と協議し、調整の上で決定すること。

（2） 電話サービスの停止の他、振動、騒音、臭気、粉じん等が発生する作業、または停電、断水等施設の使用に影響のある作業を行う場合は、実施日時および影響範囲についてあらかじめ監督職員の承諾を受けること。

（3） 作業員は、所属及び氏名が確認できる名札又は腕章を着用すること。

（4） 既存部分に汚染または損傷を与えるおそれがある場合は、事前に適切な養生を行うこと。万一、既存施設・物品等に損傷等を与えた場合は、受注者の責任において速やかに修復等の処置を行い、原状に回復すること。

（5） 作業に必要な水及び作業用電力は既存施設から既設負荷に影響のない限り無償で使用できるものとする。

（6） 作業用車両は構内駐車場を利用することができる。

(7) 作業員は施設内のトイレを利用することができる。

### 1.5 資格要件

受注者は、本作業の実施にあたり、必要な資格を有する者を従事させなければならない。

## 第 2 章 機器調達及び作業仕様

### 2.1 新設機器仕様

(1) 主装置（1 式）
　外線、内線、IP 回線を効率的に収容し、第 3 章の機能要件を満たす制御能力を有すること。

(2) 多機能電話機（17 台）
　液晶ディスプレイ（バックライト付き）を搭載し、発信番号表示に対応していること。任意に設定可能なフレキシブルファンクションキーを複数搭載すること。

(3) 停電対策機能（停電バックアップ）
　商業電源の停電時においても、主装置、すべての多機能電話機、及び回線終端装置（ONU）が 3 時間以上継続して通信・通常動作が可能な電源バックアップ構成（主装置内蔵バッテリー及び専用停電対応ユニット等）を具備すること。

(4) 収納及び取付機材（1 式）
　主装置、ONU、停電対策用ユニット、通話録音装置等を安全かつ一体的に設置するため、必要となるキャビネット、壁掛け枠、自立スタンド等の収納・取付機材を併せて納入・設置すること。地震等による転倒・落下の防止対策（耐震固定等）を確実に施すこと。

(5) 納入機器及び諸材料は全て新品とし、かつ令和 8 年 11 月 1 日時点において製造中止（生産終了）の計画がない現行生産品であること。

### 2.2 既設機器の撤去及び発生材の処理

(1) 既設の電話主装置（1 式）及び多機能電話機（17 台）（いずれも日本電気株式会社製）を取り外し、撤去すること。

(2) 発生材等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に基づき適切に処理すること。

(3) 既設配線は、原則として流用可能とするが、機器の設置・回線切替に伴い必要な修正・一部引き直しが生じる場合は、本工事の範囲に含めるものとする。

### 2.3 設定移行

受注者は既設電話交換設備の設定内容を事前調査し、内線番号、短縮ダイヤル、着信グループ、転送設定、音声応答設定その他現行運用に必要な設定を新設備へ移行すること。

### 2.4 切替時障害対策

回線切替及び主装置切替に伴い障害が発生した場合は速やかに復旧を行い、必要に応じ切替前状態へ復旧できる体制を確保すること。

### 2.5 導入指導・取扱説明

作業完了後の翌開庁日において、徳島運輸支局の指定する時間帯に、職員に対する新機器及びシステムの取扱説明（操作指導・機能説明）を現地にて実施すること。また、操作手順を分かりやすくまとめた簡易マニュアルを 18 部提出すること。

## 第 3 章 運用・機能要件

### 3.1 自動音声応答機能（IVR 機能）

（1） 代表番号への着信に対し、あらかじめ設定した音声ガイダンスを自動再生し、ダイヤル操作によって目的の各係・部署へ自動的に接続・誘導できること。

（2） 昼休み時間帯、及び夜間・休日用の専用音声案内ガイダンスをそれぞれ個別に設定・再生できること。案内ガイダンス終了後は、他へ転送することなく自動的に回線を切断（通信終了）する仕様とすること。

### 3.2 通話録音機能

（1） 外線着信時の通話録音開始前に、通話を録音する旨のアナウンス（音声ガイダンス）を自動で送出する機能を備えていること。

（2） 合計 80 時間以上の通話録音（外付けストレージ、専用サーバ、又は主装置内蔵カードのいずれかによる構成も可）が可能な容量を確保すること。

（3） データ管理・セキュリティ要件：

① 録音データの自動消去機能及び古いデータからの自動上書き機能を備えていること。

② データの改ざん防止機能、及び暗号化による保存に対応していること。

③ 日時や内線番号等から該当の録音ファイルを容易に特定できる「簡易検索機能」を有すること。

### 3.3 転送・内線通話要件

（1） 施設内においては、すべての多機能電話機間で相互に内線通話が可能であること。

（2） 外線着信時には、内線操作により他の内線電話機へ容易に転送できること。

（3） 運輸支局に着信した電話について、あらかじめ指定した外部電話番号へ転送できること。転送先は複数設定可能とし、変更が容易に行えること。

（4） 現行運用に支障のない設定を行うこと。

## 第 4 章 試験、完成図書等

### 4.1 現地試験

公共建築工事標準仕様書に準拠し、監督職員立会の上で、以下の現地試験を確実に実施すること。

| 試験項目 | 具体的な試験内容・確認事項 | 判定基準・備考 |
|---|---|---|
| 動作特性試験 | 交換機への電源投入後、以下の機能について個別に動作確認を行う。 | プログラム設定通りに正常に変作動し、無停電電源装置（UPS）または内蔵バッテリーによ |

| | | |
|---|---|---|
| | ・基本機能：発着信確認、内線相互通話、外線発着信<br>・交換機能：転送、保留、ダイヤルイン、特番、夜間切替、各種システム設定動作<br>・保守・監視機能：アラーム表示、障害ログの確認、停電時のバッテリーバックアップ動作 | るバックアップが仕様時間以上作動すること。 |
| 総合動作試験 | 建物全体の電話システムとして総合的に機能することを確認するため、各階の電話端末からテストコールを実施し、システム全体の接続状態および通話品質を確認する。 | 通話に音声の途切れ、ノイズ、混信がなく、システム全体が円滑にリンク・稼働すること。 |

## 4.2 完成図書

(1) 工事完了後、以下の資料を発注者に提出すること。

- 完成図面（機器配置図、系統図、内線表（ダイヤルプラン・番号割当表）、端子盤（MDF/IDF）結線・収容表を含む。）
- システム設定一覧表
- 試験・検査成績書（機器メーカー発行の工場出荷試験成績書も添付する。）
- 機器取扱説明書・保守説明書
- 職員用取扱簡易マニュアル　※紙媒体 18 部
- 品質保証書（工事保証書、機器メーカーによる製品保証書）
- 官公庁等手続書類控

(2) 電子ファイルの仕様等

① (1)の資料は、紙媒体による提出を求めたものを除き、可能な限り次の電子可読形式ファイルで提出すること。

- 完成図面：2D-CAD　Autodesk AutoCAD LT（dwg、dxf） 及び
  Adobe Acrobat（pdf）
- 上記以外： Adobe Acrobat（pdf）

② 提出図書の作成に使用するソフトウェアは最新バージョンを用いること。

③ 記録メディア

1) CD-R 又は DVD-R とする。
2) 数量は 2 枚とする。
3) 提出前に最新定義ファイルに更新されたウィルス検知ソフトでウィルスチェックを行うこと。

④ 記録メディアのレーベル面には、次の内容を直接印刷するか、油性インクまたは不滅インクによる手書きで明記すること。

1) 件名
2) 受注者名
3) ウィルス検知ソフト名（バージョンを含む）

4） データ書き込み日
5） ウィルスチェック日

### 4.3 保証

受注者は、引渡しの日から 1 年間、本作業に起因する故障、不具合又は性能不良について無償で修理又は交換を行うこと。

## 第 5 章 一般共通事項

### 5.1 秘密の保持

受注者は、本作業の履行にあたり知り得た一切の秘密を第三者に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後も同様とする。

### 5.2 一括再委託等の禁止

（1） 受注者は、本作業の全部を一括して、又は本作業の主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない
（2） 受注者は、本作業の一部（「主たる部分」を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき(以下「再委託」という。)は、再委託承認申請書を発注者に提出し承諾を得なければならない。なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
（3） 受注者は、発注者に前項の承諾を得て、再委託が行われたとき及び再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われるときは、履行体制に関する書面を発注者に提出しなければならない。

### 5.3 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

（1） 本件において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。再委託の相手方等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
（2） 前項により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
（3） (1)及び(2)の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。
（4） 本件において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

### 5.4 協議事項

本仕様書に定めのない事項又は本件について疑義が生じた事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが双方協議して定めるものとする。